

ここだけは押さえない 労務事務の勘所

全4回コース
計12時間

経済環境・状況の変革とともに企業や個人を取り巻く状況も大きな変化の中にあります。特に企業環境を大きく左右するものの一つである「人」の問題は急速に変化し、かつ多様化しています。この変化に柔軟に対応し、基本的な正しい知識を持つことが、人事・労務担当者には求められます。

本セミナーは人材を雇用する上で必要な労働法・労働保険・社会保険の基礎知識をコンパクトにまとめ、わかりやすく解説し、正しい知識を身につけると共に雇用形態・就業条件等の多様化により常に変化している労務管理の基本を理解し、正しい労務管理の実践、快適な職場環境形成への手がかりをつかむことを目的としています。新任の人事業務を担当する方はもとより、人事・労務の仕事を再認識されたい方も是非ご参加ください。

開催日時：平成27年 **2/5木・12木・19木・26木**
13:30~16:30

会場：**松本商工会館 会議室** (松本市中央1-23-1)

受講料：15,000円 (テキスト代・税込み)

講師：特定社会保険労務士 五味 史江 氏

定員：15名 (定員になり次第締め切り)

対象者：人事・労務担当者 (新任担当者から再確認されたい方も)

締切：平成27年1月29日(木)

カリキュラム

第1日目 2月5日(木)	労働保険の基本的な知識 労働保険制度の概要と、労災保険・雇用保険の実務のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・労災事故が起こった場合の手続 ・入社時、退社時の手続 ・雇用継続給付申請の手続 (高年齢雇用継続給付金、育児休業基本給付金) ・労働基準監督署調査の対応のポイント
第2日目 2月12日(木)	社会保険の基本的な知識 社会保険制度の概要と、健康保険・年金制度の実務のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・入社時、退社時の手続 ・保険料決定のしくみと手続 (定時決定、月額変更届、賞与支払届) ・主な健康保険給付の手続 (病気やけがで長期欠勤したとき、出産時、死亡時) ・被扶養者の健康保険と年金 ・退職後の健康保険と年金 ・社会保険総合調査の対応のポイント
第3日目 2月19日(木)	知っておきたい最近の人事労務管理① 厚生労働省も監督指導に乗り出したブラック企業問題への対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・労使トラブルの現状と現場における労務管理のポイント ・長時間労働と過重労働 ・賃金不払残業 ・職場のパワーハラスメント
第4日目 2月26日(木)	知っておきたい最近の人事労務管理② さまざまな問題を引き起こす社員への対応方法について、トラブル事例から解説	<ul style="list-style-type: none"> ・期待する成果があがらない能力不足社員 ・遅刻や欠勤を繰り返す健康不安社員 ・セクハラ被害の主張を繰り返す社員 ・社員のSNS利用にからむ問題

ここだけは押さえない労務事務の勘所 講座受講申込書

申込日：平成 年 月 日

受付FAX(0263)32-1482

受講者氏名	生年月日	★雇用保険被保険者番号											
	昭和・平成 年 月 日												
	昭和・平成 年 月 日												
	昭和・平成 年 月 日												

雇用保険番号の例：1234-123456-1

勤務先事業所名	業 種
〒 -	電話番号 -
	FAX番号 -
★雇用保険事業所番号	

※事業所からの派遣の場合は派遣担当者名をご記入ください。

派遣担当部署	お名前

※受講に関する連絡をご自宅に希望する方は下記に必ずご記入ください。

自宅住所	電話番号
	〒 -
	FAX番号 -

★本講座は、国の職業能力開発促進法の規定により受講料の補助を受けて実施しているため、受講対象者は雇用保険被加入者（若しくは労働者災害補償保険特別加入者）であることが前提となります。
会社に雇用されている方は、個人的に受講される場合でも、必ず雇用保険事業所番号（会社）及び雇用保険被保険者番号（個人）をご記入ください。未記入でお申し込みの場合、受講できない場合があります。

申込方法

FAX(0263-32-1482)または、下記住所まで郵便にて申込書をお送りください。
〒390-8503 松本市中央1-23-1 松本商工会議所 経営支援グループ
<http://www.mcci.jp>（ホームページから申込書をダウンロードできます）

受講料のお支払方法

申込締切日までに当所窓口でお支払いいただくか、下記口座までお振込みください。

【振込口座】 八十二銀行 松本営業部（普通）343353（名義）松本市中小企業能力開発学院

- 1) 振込手数料は貴社にてご負担ください。
- 2) 一旦入金された受講料は返金いたしません。
- 3) 期日までにご入金いただけない場合、または申込書をご提出いただかない場合は受講申込を取り消す場合がございます。
- 4) ご入金を確認でき次第「受講確認証」を発行いたします。
「受講確認証」は窓口でお支払いの場合はその場でお渡しします。お振り込みの場合は郵送します。